

目次

- 第1章 総則（第1条～第10条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第11条～第20条）
- 第3章 給水（第21条～第26条）
- 第4章 料金及び手数料（第27条～第35条）
- 第5章 管理（第36条～第44条）
- 第6章 雑則（第45条～第51条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、井原市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）法 水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
- （2）政令 水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。
- （3）管理者 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定による水道事業の管理者をいう。
- （4）給水装置 管理者が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- （5）給水使用者 給水装置を使用する者（以下「使用者」という。）をいう。
- （6）給水装置工事 給水装置の新設、改造、移転、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。
- （7）貯水槽水道 法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。
- （8）簡易専用水道 法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置は、次の3種とする。

- （1）専用栓 1戸又は1箇所専用するもの及び管理者の許可を得て2世帯以上で連合使用するもの
- （2）共用栓 屋外の設備されたもので1個の給水栓を3世帯以上で共用するもの
- （3）消火栓 消防用に使用するもの

(給水装置の用途)

第4条 給水装置の用途を次の5種に分ける。

- (1) 家事用 一般の家事に使用するもの
- (2) 営業用 一般営業、工事、会社等で使用するもの
- (3) 官公署学校用 官公署学校用として使用するもの
- (4) 浴場営業用 営業許可を受けた浴場が使用するもの
- (5) 消火用 消火に使用するもの

(給水の濫用禁止)

第5条 給水は、前条に規定した用途以外に使用したり、濫用することはできない。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(給水装置の所有者)

第6条 土地又は建物の所有者でなければ給水装置を所有することはできない。ただし、管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

第7条 給水装置の所有者(以下「所有者」という。)は、その土地又は建物と共に給水装置を他人に使用させることができる。

2 前項の場合は、連署して管理者に届出をしなければならない。

(給水装置の使用者)

第8条 家事用給水装置の使用者は、世帯主とする。ただし、管理者が特に認めたものは、この限りでない。

(給水装置の所有者の代理人)

第9条 所有者が、市内に居住しないときは、工事費、料金の納付等の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を定め、管理者に届け出なければならない。代理人の変更の場合も同様とする。

(総代理人の選定)

第10条 共用栓の使用者は、総代理人を定め連署の上、管理者に届出をしなければならない。総代理人の変更の場合も同様とする。

2 総代理人は、料金を取りまとめて納付し、その他使用についての事項を処理しなければならない。

3 管理者は、管理上必要と認めた場合に限り、総代理人を指名し、又は改選させることができる。

## 第2章 給水装置の工事及び費用

第11条 削除

(給水装置工事の申込み)

第12条 給水装置工事をしようとする者は、修繕工事の場合を除き、別に定める申請書により、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みに当たり管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(第三者の異議についての責任)

第13条 給水装置工事について利害関係人その他の者から異議があるときは、当該工事申込者の責任とする。

(工事の施行)

第14条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事（修繕工事を除く。）を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者について必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第14条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(加入負担金)

第15条 給水装置の新設申込者は、第12条第1項の規定により管理者の承認を受けた場合は、直ちに加入負担金を納付しなければならない。

2 前項の加入負担金は、管理者が別に定める。

(工事費の負担区分)

第16条 給水装置工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、当該工事申込者の負担とする。

(工事費の算定方法)

第17条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 労力費
- (4) 路面復旧費
- (5) その他の諸経費

- 2 前項に定めるもののほか、特別に費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 工事費の算定について必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の前納及び精算)

第18条 工事申込者は、工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、急を要する修繕工事その他で管理者がやむを得ないと認めたものは、この限りでない。

- 2 前項の概算額は、工事施行後精算する。
- 3 第1項ただし書の規定による工事費は、工事完成と同時に徴収する。

(給水装置の変更)

第19条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由により、給水装置の変更を必要とするときは、使用者又は所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(新設工事の申込みを断わる場合)

第20条 配水管の布設がない場所及び工事上支障があると認めた場合は、新設工事の申込みを断わることができる。ただし、管理者が必要と認めた場合及び申込者が工事費の全部又は一部を負担するときは、この限りでない。

### 第3章 給水

(給水の原則)

第21条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

- 2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 給水の制限、停止、断水又は漏水等のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(水道メーターの設置)

第22条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 メーターは、管理者が設置し、給水装置の使用者又は所有者が保管するものとする。
- 3 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。
- 4 メーターの保管者が、その責めに帰すべき理由によりメーターを亡失し、又はき損したときは、管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

(届出)

第23条 使用者、所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の使用の開始、廃止又は中止（3月以上1年未満のもの）をしようとするとき。
- (2) 給水装置の種類又は給水の用途を変更しようとするとき。

- (3) 消火栓を消防演習に使用するとき。
- (4) 給水使用料金納付者を設定し、又は変更するとき。
- (5) 転居し、又は名義人を変更するとき。

2 次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定に準じて速やかに届出をしなければならない。

- (1) 火災のため水道を使用したとき。
- (2) 給水装置の貸与を取り消したとき。
- (3) 給水装置の所有権を移転したとき。
- (4) 共用又は連合使用の給水装置の使用世帯に異動があったとき。

(他の給水装置からの給水禁止)

第24条 使用者は、その家屋に既設の給水装置があるときは、他の給水装置から給水を受けることはできない。ただし、管理者が許可した場合は、この限りでない。

(消火栓の使用)

第25条 消火栓は、火災又は消防演習のほか、使用することができない。ただし、管理者の許可を得たときは、この限りでない。

2 管理者は、消火栓を消防演習又は前項の許可を得て使用させる場合、必要と認めたときは水道職員を立会いさせることができる。

3 私設消火栓は、管理者が封かんする。

(給水管の切断)

第26条 次の各号のいずれかに該当するとき、又は管理者が管理上必要があると認めるときは、給水管を切断することができる。

- (1) 給水装置を2月以上使用せず、かつ、所有者の所在が不明のとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて将来使用の見込みがないと認めるとき。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の徴収及び方法)

第27条 水道料金（以下「料金」という。）は、使用者から徴収する。

2 給水装置を共用するものは、料金について連帯してその納付義務を負うものとする。

3 料金は、納入通知書又は集金の方法により徴収する。

(料金)

第28条 料金は、別表に定めるところにより算定した額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

(料金の算定方法)

第29条 料金の算定は、次の方法による。

- (1) 料金は、隔月徴収とする。この場合における使用水量は、各月均等に使用したものとす。
- (2) 料金は、メーターを点検して計算する。
- (3) メーター又は給水装置の破損その他によって使用水量が明確でないときは、管理者が確定する。
- (4) 月の途中で使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止したときの基本料金は、その月の使用日数が15日以内の場合は半額とし、15日を超える場合は1月分とする。
- (5) 料率の異なった給水を2種以上使用し、その区別ができない場合の料金は、その高い料率により算定する。
- (6) 申込みによりメーターを試験した結果、100分の8を超える差異があったときは、その期間の使用水量に限って訂正することができる。

(給水装置の変更による効力の発生)

第30条 給水装置の種類及び用途変更の場合は、届出のあった翌月から変更の効力を生ずる。

(無届け使用に対する認定)

第31条 給水装置を無届けで使用した場合は、前使用者から引き続いて使用したものとす。

(料金の徴収を免れた場合)

第32条 料金の徴収を免れたものについては、管理者の認定により随時追徴する。

(料金の減免等)

第33条 非常災害その他管理者が特に必要と認めたものについては、料金を減免し、又は納付期限を猶予することができる。

(料金の予納)

第34条 給水の申込みをしようとする者は、官公署、公立学校を除き基本料金の2月分に相当する概算料金を予納しなければならない。

- 2 前項の料金を指定期限内に納付しないときは、給水の申込みを取り消したものとみなす。
- 3 第1項の概算料金は、給水廃止又は停水処分の際に精算し、過不足があるときは追徴し、又は還付する。

(手数料)

第35条 手数料は、次の区別により、申込者から申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合は、申込み後徴収する。

- (1) 給水装置工事設計審査・検査手数料 (1件につき) 2,000円
- (2) その他の手数料 (1件につき)

ア 指定給水装置工事事業者登録手数料 10,000円

イ 指定給水装置工事事業者登録更新手数料 10,000円

ウ 各種証明手数料 井原市手数料条例(平成12年井原市条例第6号)別表のその他の証明

で定める手数料

## 第5章 管理

### (給水装置の管理義務)

第36条 使用者又は所有者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 使用者又は所有者は、水が汚染し、又は漏水することのないよう給水装置を管理すること。
- (2) メーター点検、検査又は修繕の障害になる場所に工作物を設け、又は物件を置かないこと。
- (3) 給水装置に異状があると認めるときは、直ちに管理者に届け出ること。

2 前項第1号又は第2号の規定に違反した者に対して、管理者は、汚染防止又は障害除去のために必要な措置を命ずることができる。

### (家族等の行為に対する責任)

第37条 使用者は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についてもこの条例に定める責めを負わなければならない。

### (給水の分与、販売の禁止)

第38条 供給を受けた水は、他人に分与し、又は販売することはできない。

### (配水管、給水装置の移動等の禁止)

第39条 給水栓以外の給水装置、配水管その他附属用具等及び市が施した封かんは、みだりに接触したり、移動し、又はき損してはならない。

### (給水装置の検査等)

第40条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置について検査し、使用者等に対し必要な措置を指示することができる。

2 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置について調査し、使用者等に対し必要な措置を指示することができる。

3 前2項の措置に要する費用は、措置の指示を受けた者の負担とする。

### (給水装置の基準違反に対する措置)

第40条の2 管理者は、使用者等の給水装置の構造及び材質が、政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、使用者等の給水装置が、指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

### (停水)

第41条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、その理由が継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 料金及び工事費を指定期限に納付しないとき。
- (2) 第36条第2項に規定する命令を拒んだとき。
- (3) 第38条の規定に違反したとき。
- (4) 正当な理由がなく第40条の規定による検査又は調査を拒んだとき。

第42条 削除

(給水装置の撤去処分)

第43条 次に該当するものについては、給水管を切断し、又は給水装置を撤去することができる。この場合、既納に係る給水工事費は、これを返還しない。

- (1) 違反処分を受けてもなおこれを改めないもの

(貯水槽水道)

第44条 管理者は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 管理者は、貯水槽水道の設置者及び利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。
- 3 貯水槽水道のうち簡易専用水道の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、当該水道を管理し、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- 4 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、その管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

## 第6章 雑則

(実費の徴収)

第45条 法第18条の規定により検査した場合、特別の費用を要したとき、又はその原因が申込者の故意、過失によるときは、その検査に要した実費を徴収することができる。

(開栓の費用)

第46条 停水及び給水管切断の処分を解除する場合は、それに要した実費を徴収することができる。

(給水装置の権利義務の継承)

第47条 給水装置の所有権を移転するときは、工事費及び料金を完納しなければならない。

(維持管理)

第48条 給水装置のうち配水管から止水栓まで及びメーター取付装置までは、維持管理のため市の所有とする。

(原因工事による費用負担)

第49条 道路の新設、拡張、修繕、占用その他の理由によって配水管及びその附属施設の移転、

改造、撤去その他の変更を要するときは、管理者がこれを施行し、これに要した費用は特別の理由のあるもののほか、その工事をしなければならないようにした者の負担とし、配水管及びその附属施設の防護工事に要した費用もその者の負担とする。

(管理者への委任)

第50条 この条例の施行について必要な事由は、管理者が別に定める。

(過料)

第51条 次の各号に該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第12条の規定による承認を受けなくて給水装置工事をした者
- (2) メーターの作用を妨害し、又は料金の徴収を免れようとした者
- (3) 第39条の規定に違反した者
- (4) 第41条に規定する停水を拒み、又は妨害した者

2 詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者については、市長の認定する金額を徴収するほか、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行前になされた処分及び手続は、この条例に基づいてなされた処分及び手続とみなす。

附 則（昭和47年3月21日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月29日条例第15号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年12月23日条例第39号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年12月24日条例第35号）

この条例は、昭和55年1月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月15日条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月17日条例第42号）

(施行期日)

- この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 昭和56年度第1期分から昭和58年度第6期分までの水道料金の徴収については、この条例による改正後の井原市水道事業給水条例別表の規定にかかわらず、次の表により徴収するものとする。

水道料金表

種別	地区名	基本料金 (1月につき)			超過料金 (1立方メートルにつき)
		水量	単位	料金	
専用 せん	井原町 (岩野地区を除く。) 七日市町、上出部町、下出部町 (家後屋を除く。) 笹賀町 (川附、銅、大橋、鯨、家後屋地区を除く。)	10	立方メートル	円 800	円 80
	高屋町御室、山手、吉谷、宮ヶ谷、才之元、奈良の木郷分、石谷地区、大江町 (新川、田上、崎山地区のうち大江小学校、大江幼稚園、井原市農業協同組合大江支所を除く。) 上稲木町、下稲木町、岩倉町、西方町、門田町、木之子町、 (高月砂畑、山手、西郷、東郷、余田地区を除く。) 東江原町 (横畑、青木、米持地区を除く。) 神代町 (西高越、一本木、砂場、横畑、真砂、押延地区を除く。) 西江原町 長谷地区	10	〃	1,400	140
	木之子町高月地区	10	〃	1,000	80
	井原町岩野地区	10	〃	500	50

	笹賀町川附地区	10	〃	900	90
	木之子町、砂畑、山手、西郷、東郷、余田地区	10	〃	450	45
	西江原町寺戸、神戸、小角、戸倉、今市、新町地区、東江原町青木、米持地区	10	〃	450	45
	神代町西高越、一本木、砂場、横畑、真砂、押延地区、東江原町横畑地区、飲料水配管施設整備事業地区	10	〃	600	60
	高屋町のうち中郷以南の地区、下出部町家後屋地区、笹賀町、銅、大橋、鯨、家後屋地区、大江町新川、田上、崎山地区のうち大江小学校、大江幼稚園、井原市農業協同組合大江支所	10	〃	550	55
共用 せん	公設	10	〃	800	80
	私設	10	〃	800	80

- 1 浴場営業用として使用する場合は、基本料金（1月につき）100立方メートルにつき4,000円、超過料金1立方メートルにつき40円とする。
- 2 新たに加える者（飲料水配管施設整備事業地区のうち補助施工世帯を除く。）についての料金は、基本料金（1月につき）10立方メートルにつき1,400円、超過料金1立方メートルにつき140円とする。
- 3 消火用水は、無料とする。ただし、私設消火栓の基本料金は、1月300円とし、一演習その他臨時に使用した場合は、10分ごとに200円を徴収する。

3 昭和57年度第1期分から第6期分までの水道料金の徴収については、前項の表中「

800	80
1,400	140
1,000	80
500	50
900	90
450	45

450	45
600	60
550	55
800	80
80	80

」とあるのは「

950	95
1,400	140
1,000	95
700	70
1,050	105
650	65
650	65
800	80
700	70
950	95
950	95

」とする。

4 昭和58年度第1期分から第6期分までの水道料金の徴収については、前項の表中「

950	95
1,400	140
1,000	95
700	70
1,050	105
650	65
650	65
800	80
700	70
950	95
950	95

」とあるのは「

1,150	115
1,400	140

	1,150	115
	950	95
	1,200	120
	950	95
	1,000	100
	1,050	105
	950	95
	1,150	115
	1,150	115

」とする。

附 則（昭和57年3月20日条例第7号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月17日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（料金に関する経過措置）

2 この条例による改正後の井原市水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日以後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成9年3月26日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（料金に関する経過措置）

2 この条例による改正後の井原市水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち施行日以後初めて支払を

受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成10年3月25日条例第6号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の井原市水道事業給水条例第35条の規定は、施行日以後に申込みのあったものについて適用する。

附 則（平成10年6月24日条例第28号）

この条例は、平成11年9月1日から施行する。

附 則（平成12年3月22日条例第1号）抄  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月19日条例第1号）抄

この条例は公布の日から施行し、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年3月18日条例第13号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月17日条例第73号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月19日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（料金に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の井原市水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月26日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日から施行する。  
（料金に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の井原市水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定さ

れる日までの期間に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月30日条例第37号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年12月23日条例第46号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月23日条例第32号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の井原市水道事業給水条例及び井原市簡易水道条例の規定は、令和5年度第2期分から適用し、令和5年度第1期分以前の水道料金については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の井原市水道事業給水条例の規定にかかわらず、令和5年度第2期分から令和6年度第6期分までの水道料金については、次の表により算定した額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を徴収するものとする。

用途	基本料金（1月につき）			超過料金（1立方メートルにつき）
	水量	単位	料金	
家事用 営業用 官公署学校用	10	立方メートル	円 1,400	円 154
浴場営業用	100	〃	円 7,000	円 73

備考 消火用水は、無料とする。ただし、私設消火栓の基本料金は、1月700円とし、一消防演習その他臨時に使用した場合は、10分ごとに700円を徴収する。

4 令和6年度第1期分から第6期分までの水道料金の徴収については、前項の表中「

円
154
73

」とあるのは「

円
---

	168
	76

」とする。

附 則（令和6年3月12日条例第1号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第28条関係）

(1) 専用栓及び共用栓

用途	基本料金（1月につき）			超過料金（1立方メートルにつき）
	水量	単位	料金	
家事用 営業用 官公署学校用	10	立方メートル	円 1,400	円 184
浴場営業用	100	〃	7,000	81

備考 消火用水は、無料とする。

(2) 私設消火栓

基本料金（1月につき）	超過料金
円 700	10分ごとに700円

備考 消火用水は、無料とする。